

令和4年度第2回  
小金井市緑地保全対策審議会  
議案

令和4年度 第2回 小金井市緑地保全対策審議会

日 時：令和4年12月27日（火）

午後3時00分

場 所：小金井市役所第二庁舎8階801会議室

次 第

1 開 会

2 報告事項

- (1) 令和4年度環境教育事業の実施について（資料1）
- (2) 市立公園における花の植え替えイベント等の実施について（資料2）
- (3) 小金井市環境賞の表彰について（資料3）

3 議事

- (1) みどりの基本計画実施計画について（資料4）
- (2) 小金井市生け垣造成奨励金交付要綱及び小金井市緑地保全及び緑化推進条例施行規則の一部改正案について（資料5）
- (3) 市立公園・環境楽習館の指定管理者制度導入について（資料6）

4 その他

5 閉会

【配布資料】

資料1 令和4年度環境教育事業の実施について

資料2 市立公園における花の植え替えイベント等の実施について

資料3 小金井市環境賞の表彰について

資料4 みどりの基本計画実施計画について

資料5 小金井市生け垣造成奨励金交付要綱及び小金井市緑地保全及び緑化推進条例施行規則の一部改正案について

資料6 市立公園・環境楽習館の指定管理者制度導入について

## 令和 4 年度環境教育事業の実施について

## 1 小学校環境教育事業（樹名板の作成・設置）

## (1) 概要

平成 31 年度より市町村に譲与されている森林環境譲与税の活用事業として、市内小学校 6 年生を対象に総合的学習の時間の中で森林教育及び国産材を使用した樹名板等の作成・設置を行う。

## (2) 実施学校

小金井市立小金井第四小学校（小金井市貫井南町三丁目 9 番 1 号）

小金井市立東小学校（小金井市東町四丁目 2 5 番 6 号）

小金井市立本町小学校（小金井市本町五丁目 2 9 番 2 1 号）

## (3) 実施内容

## ア ワークショップ（1 回目）

通常観察が難しい高木の花や実を、地上落下物を観察することで、生命の連続性を理解する。また、葉が高所にあるため種の同定が困難な樹木であっても、幹の木肌の違いで分類できることを知る。

## イ ワークショップ（2 回目）

現地にて、自分が樹名板を設置する樹木を選び決める。その際に、初回の授業で触れた木を見分けるポイントを活用する。

## ウ 樹名板作成

## エ 樹名板設置

## 【活動の様子】

## ①樹木についてのワークシート

四小校庭				
学	学 森	学 森 公	学 公	学 森 公
カヤ	イヌシデ	ケヤキ	イチョウ	ヒノキ
幹の持ちよう	幹の持ちよう	幹の持ちよう	幹の持ちよう	幹の持ちよう
葉	花	葉	実 芽	葉 実

## ②樹木下にある落葉や実などの観察



## 2 森林教育事業支援委託（間伐体験、木工製作）

### (1) 目的

森林は、酸素の供給や洪水・土砂災害の抑制、地球温暖化の防止、体験学習の場の提供、生物多様性の保全や木材の生産などの様々な役割を果たしている。この森林の多面的な機能を維持促進していくためには、木材を循環させることが不可欠であり、実際に間伐を行い、その間伐材を利用することで、未来を担う子供たちの森林保全の意識啓発に繋げていく。

### (2) 参加者

市内在住・在学の中学生（13人）

### (3) 事業概要

#### ア 森林整備体験

令和4年5月29日（日）、6月5日（日）、6月19日（日）、6月25日（土）、神奈川県相模原市内の森林にて間伐体験を実施

#### イ 間伐材を利用した木材加工

令和4年8月5日（金）から12日（金）の間の平日5日間程度、東京学芸大学内にて、公共施設内に設置するベンチ、すのこ等を作成  
ウ 木材加工品の成果発表

令和4年11月13日（日）、環境フォーラムにて一般市民の前でプレゼンテーションによる発表

### 【活動の様子】



## 市立公園における花の植え替え等イベントの実施について

## 1 目的

身近な公園内の花壇の手入れや花の植え替え等をイベントとして実施することで、子どもが気軽にみどりに触れられる機会を設け、みどりの担い手を確保する。

また、花壇ボランティア団体の活動も知ってもらう機会とし、より多くの人々がみどりのために活動する機会を広げる。さらに、ボランティア団体同士の交流も目的とし、他の団体の活動に触れることで、活動に対する意欲向上を図る。

## 2 イベントの概要

## (1) 日時人数等

場所	むさこぷらっと公園 (本町5丁目1番)		栗山公園 (中町2丁目21番)			梶野公園 (梶野町5丁目10番)
	花壇の植え替え		球根掘起こし	花壇の植え替え		ブルーベリー 苗木配布
日時 (令和4年)	6月1日(月) AM9:30~	11月14日(月) AM10:30~	6月16日(木) AM10:30~	6月23日(木) AM10:30~	12月4日(日) AM11:00~	10月30日(日) AM10:00~
参加状況	参加:15人 (うち子供4人)	参加:8人 (うち子供4人)	参加:10人 (うち子供2人)	参加:15人 (うち子供4人)	参加:20人 (うち子供11人)	配布:100人

## (2) 花壇の植え替えの様子

## ア むさこぷらっと公園



## イ 栗山公園



### (3) 梶野公園でのブルーベリー苗木配布について

令和4年10月30日に梶野公園まつりの実施に合わせ、事前に市報・ホームページにより周知し、当日100人に対し苗木配布を行った。

## 3 イベント実施の効果

### (1) むさこふらっと公園の花壇の植え替え

イベント参加者及び一緒に植え替えを行った花壇ボランティアからも親子参加の植え替え作業を継続していることで、これまで多かった花壇へのいたずらや花を踏んだ足跡が少なくなっており、親子で参加するイベントの効果ではないかとの意見があった。

### (2) 栗山公園の花壇の植え替え

栗山公園は、利用者も多いことから、花壇へのいたずらも多いため、昨年度からイベントに参加した子どもが自分の植えたエリアに注意を促す看板を作成している。これにより、公園や花壇に対する愛着が高まるイベントとなった。イベント参加者には前回からの参加者もおり、続けて花壇を見るようになり、また来年度も参加したいとの声もあった。

### (3) ブルーベリーの苗木配布

昨年好評であった苗木配布を梶野公園まつりに合わせ、梶野公園サポーター会議の活動の周知及び来園したことのない市民への公園の魅力発信に繋げた。

## 小金井市環境賞の表彰について

- 1 テーマ  
「大好きな公園」「地球温暖化対策」  
環境を守る気持ちと行動をたくさんの人にひろげていくため、環境をテーマにした絵画を募集し、小金井市環境賞として優れた作品を表彰しました。
- 2 応募期間  
令和4年7月15日（金）から8月31日（水）まで
- 3 応募作品  
八つ切り（272ミリ×393ミリ） 1人1作品（未発表のもの）
- 4 表現材料  
クレヨン、色鉛筆、水彩、油彩、版画など（デジタル作品除く）
- 5 応募対象  
市内在住、在学の小・中学生
- 6 応募総数  
13点（当日資料「受賞者作品一覧」参照）
- 7 表彰  
令和4年11月13日（日）環境フォーラムにて表彰
- 8 展示等
  - (1) 期間  
令和4年11月18日（水）から同月20日（日）まで
  - (2) 場所  
宮地楽器ホール

## 小金井市みどりの基本計画実施計画について

資料 4

### (共通事項)

みどりの基本計画の記載				該当する取組（具体的な事業等）	
NO	取組方針	具体的な取組	主な取組	取組（事業）名	取組（事業）内容
1	(1) 国分寺崖線・野川のみどりを守る	①崖線斜面及び周辺部のみどりを保全緑地制度などで守る	1_保全緑地制度などの各種制度を活用し、崖線斜面及び周辺部のみどりを保全します。	保全緑地制度などの活用による保全	環境保全緑地（環境緑地・公共緑地）、国分寺崖線緑地保全地域などの各種制度の活用により崖線斜面及び周辺部のみどりを維持管理・確保するため、土地を有する事業者や市民に敷地内の緑化やみどりの保全を働きかける。

以降を下記のとおり変更する

### (変更前)

評価記入欄			
評価	実施内容 (実績、評価等)	改善事項	今後の取組み (課題・目標等)
A：実施中 B：未実施 C：完了・廃止 D：その他			

### (変更後)

取組状況		評価		実施効果		改善事項	今後の取組み (課題・目標等)
A：計画以上に実施 B：計画どおり実施 C：未実施 D：完了・廃止	実施内容	A：計画以上に達成 B：計画どおり達成 C：実施したが計画に未達 D：未実施	左記の理由や詳細 (B以外記載)	A：計画以上の効果があった B：見込どおり効果があった C：見込んだ効果に至らなかった	左記の理由や詳細 (B以外記載)		



小金井市みどりの基本計画の目標値の実績

項目	目標値 (令和12年度)	調査基準年度 (令和元年度)	令和2年度	令和3年度	備考
緑被率	28.0%	30.2%	-	-	中間見直し時に調査
みどりの質の満足度	80.0%	67.8%	-	-	中間見直し時に調査
環境美化サポーター登録者数	410人	308人	319人	410人	-
環境緑地の指定面積	現状維持	4.78ha	4.78ha	4.78ha	-
保存樹木の指定本数	現状より増加	842本	824本	819本	-
市民農園の箇所数(面積)	現状より増加	4か所	4か所	5か所	-
		(3,070.37㎡)	(3,070.37㎡)	(3,610.37㎡)	-
体験型市民農園の箇所数(面積)	現状より増加	2か所	2か所	2か所	-
		(4,489.46㎡)	(4,489.46㎡)	(4,489.46㎡)	-
生産緑地地区面積	減少量を抑制する	58.85ha	58.07ha	56.76ha	-
保存生け垣の延長	現状より増加	4,358m	4,174m	3,968m	-
公園・緑地面積	現状より増加	86.86ha	86.84ha	86.93ha	-
街路樹の植栽延長	現状より増加	21.81km	21.81km	21.81km	-
都市計画公園の整備における市民参加 実施の割合(実施公園)	100%	-	100%	100%	-
		-	(三楽公園)	(三楽公園・梶野公園)	-

小金井市生け垣造成奨励金交付要綱及び小金井市緑地  
保全及び緑化推進条例施行規則の一部改正（案）について

小金井市生け垣造成奨励金交付要綱に規定されている、生け垣造成奨励金の交付要件及び小金井市緑地保全及び緑化推進条例施行規則にて規定されている、保存生け垣指定要件について、下記のとおり改正する。

## 記

## 1 一部改正する例規

## (1) 小金井市生け垣造成奨励金交付要綱（一部改正）

緑化を推進及び安全で快適な生活環境の確保について、更なる充実を図るため、生け垣造成時の助成要件を変更する。

## (2) 小金井市緑地保全及び緑化推進条例施行規則（一部改正）

緑化の保全及び推進を図るため、市内の緑化を更に推進し、快適な生活環境を確保するため、保全緑地のうち、保存生け垣に係る指定要件を変更する。

## 2 改正案

## (1) 改正案 1

対象	現行	令和 5 年度改正案
造成 生け垣	相互の葉が触れ合う程度かつ、 1メートルにつき3本以上に 一列以上に植栽されているもの	相互の葉が触れ合う程度に 一列以上に植栽されているもの
保存 生け垣		

## (2) 改正案 2

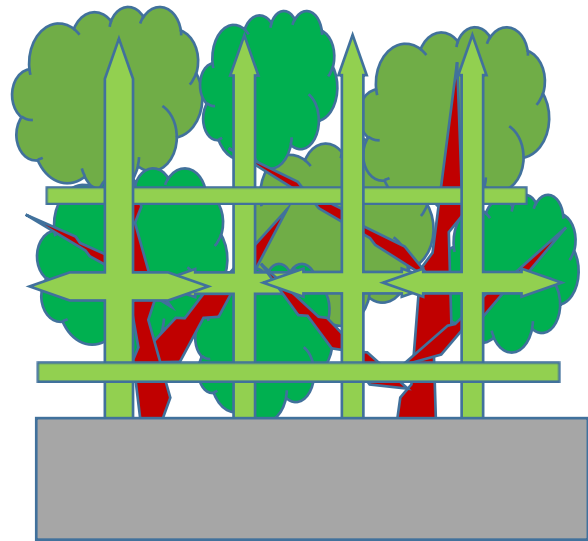
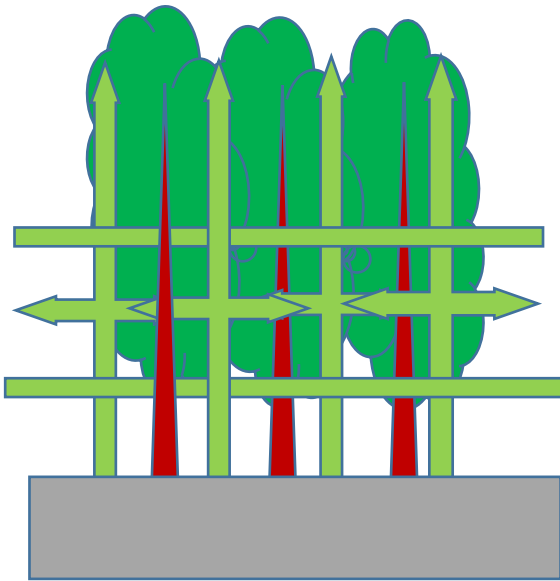
対象	現行	令和 5 年度改正案
造成 生け垣	相互の葉が触れ合う程度かつ、 1メートルにつき3本以上に 一列以上に植栽されているもの	相互の葉が触れ合う程度に 一列以上に植栽されているもの、 又は1メートルにつき3本以上に 一列以上に植栽されているもの
保存 生け垣		

# 変更イメージ図

造成生け垣・保存生け垣の助成要件

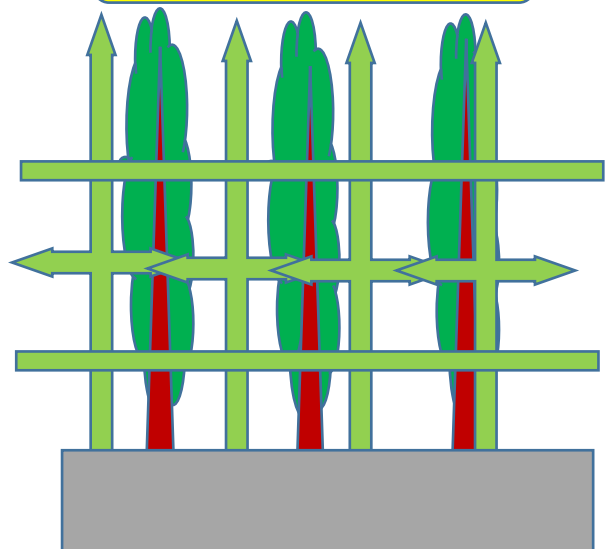
葉が触れ合う程度

葉が触れ合う程度  
(1 mにつき3本以上)



または

1 mにつき3本以上



- 1 指定管理者制度導入に向けた意見交換等
- 2 指定管理者制度導入対象施設
- 3 対象施設を一括で指定管理化する理由について
- 4 指定管理期間及び非公募の更新について
- 5 子どもワークショップの主な意見について
- 6 子育て世代アンケートの主な意見について
- 7 環境美化サポーターアンケートの意見について
- 8 期待する導入効果（市立公園）
- 9 期待する導入効果（環境楽習館）
- 10 自動販売機の設置について（市立公園）
- 11 市立公園条例の改正（案）について
- 12 滄浪泉園緑地条例の改正（案）について
- 13 環境配慮住宅型研修施設（環境楽習館）条例の改正（案）について
- 14 今後の主なスケジュール（案）について

# 1 指定管理者制度導入に向けた意見交換等

	実施項目	概要	実施時期
1	市内造園事業者への説明 <b>公</b>	指定管理者制度の導入について	令和4年4月5日、7日
2	環境市民会議との意見交換 <b>公</b> <b>環</b>		令和4年4月8日、5月13日、9月22日
3	環境美化サポーターへの説明 <b>公</b>		令和4年4月27日、5月27日、30日
4	市民説明会 <b>公</b> <b>環</b>	指定管理者制度の概要について	令和4年5月19日、29日
5	シルバー人材センター (滄浪泉園緑地窓口等 委託事業者) への説明 <b>公</b>	指定管理者制度の導入について	令和4年5月25日
6	民間事業者(5団体)と 個別対話 <b>公</b> <b>環</b>	事業スキーム等について	令和4年6月27日、28日

アイコン説明 **公** 市立公園に関する事 **環** 環境楽習館に関する事

# 1 指定管理者制度導入に向けた意見交換等

	実施項目		概要	実施時期
7	障害者団体（市立公園清掃委託事業者）への説明	公	指定管理者制度の導入について	令和4年7月26日、27日
8	子どもワークショップ（市内4児童館）	公 環	市立公園・環境楽習館に求める機能等について	令和4年7月28日～8月3日
9	子育て世帯向けアンケート	公 環		令和4年7月28日～8月31日
10	環境美化サポーター向けアンケート	公	市立公園の指定管理者に求めること等について	令和4年8月24日～9月15日
11	環境楽習館利用団体等（利用団体、近隣住民の方、近隣自治会）への説明	環	指定管理者制度の導入について	令和4年10月27日
12	環境審議会での審議	公 環	指定管理者制度の導入について	令和4年6月28日、8月10日
13	緑地保全対策審議会での審議		個別対話実施結果報告について等	令和4年8月23日

## 2 指定管理者制度導入対象施設

### 市立公園

#### 全ての市立公園（223か所）（予定）

- ・公園（都市公園、児童遊園、子供広場）
- ・滄浪泉園緑地
- ・緑地（市立小中学校等の接道緑化、緑地帯及び玉川上水アジサイ緑地を含む）

### 環境楽習館

### 3 対象施設を一括で指定管理化する理由について

環境楽習館に市民協働担当者を配置（予定）

環境楽習館と隣接する「はけうえ広場」を一体活用

- にぎわいの創出
- 環境啓発の推進
- 市民協働の推進
- 市立公園と環境楽習館の相互の魅力向上
- 市立公園と環境楽習館の更なる活用

「新たな拠点」  
の創出

「新たな市民サービス」  
の創出



「はけうえ広場」



## 4 指定管理期間及び非公募の更新について

### 指定管理期間

5年間（令和6年4月1日から令和11年3月31日まで）

### 非公募の更新について

#### 【条件】

- ▶ 指定管理開始後、市が実施する評価で一定以上の評価（安定した事業活動及び事業効果が相当程度期待できる場合）を得られた場合
- ▶ 指定期間の終了後も引き続き当該施設の管理運営を希望する場合

◎非公募の更新（1度限り）

◎さらに5年間（令和11年4月1日～令和16年3月31日まで）選定

## 5 子どもワークショップの主な意見について

### 公園

あったらいいもの

トランポリン、ツリーハウス、秘密基地

行ってみたいイベント

縁日・おまつり、水遊び、ドッジボール大会

してみたいこと

サッカー、野球、バスケ、バーベキュー、キャンプ

あったらいいもの

プール、エアコン、カフェ、動物

行ってみたいイベント

キャンプ、お泊り会、スイーツづくり、スライムづくり

してみたいこと

カードゲーム大会、プログラミング、インターネット

### 環境 楽習館

## 6 子育て世代アンケートの主な意見について

### 公園

あったらいいもの

カフェ、キッチンカー

行ってみたいイベント

縁日・おまつり、フリーマーケット・マルシェ、

してみたいこと

水遊び、花火、ボール遊び

### 環境 楽習館

あったらいいもの

カフェ、自由に遊べるスペース

行ってみたいイベント

ヨガ、工作教室、料理教室

学んでみたいこと

ゴミのリサイクル、地域環境、動植物の観察

## 7 環境美化サポーターアンケートの主な意見について

小金井市に配慮を  
求めること

- 1 公園の適切な維持管理（66.7%）
- 2 指定管理者への評価・指導（57.1%）
- 3 公園の質の向上（42.9%）  
コーディネート担当職員の配置（42.9%）

指定管理者に配慮を  
求めること

- 1 環境美化サポーターとの積極的な情報共有（71.4%）
- 2 公園の適切な維持管理（66.7%）
- 3 市民等からの要望・苦情の適切な対応（61.9%）

活動を継続・発展の  
ために必要な支援

- 1 定期的な情報共有・意見交換（59.1%）
- 2 維持管理に関する日常的な相談業務の充実（59.1%）
- 3 活動状況の情報発信（45.5%）

※ 回答数の多い上位3項目までを抜粋

## 8 期待する導入効果（市立公園）

### 適切な維持管理

公園利用者の安全を第一に考え、特に植栽等の管理は、中長期的な視点から、専門的な知見に基づく予防的な観点により日常的及び計画的な維持管理が期待できる。

### 環境美化サポーターとの協働の推進

市民協働の経験・ノウハウ及び植生などの専門的な知識を有する市民協働担当者を指定管理者側に配置することにより、環境美化サポーターの相談用務の充実及び技術向上を図り、今まで以上に積極的な活動及び新規ボランティアの参加につながることを期待できる。

### （アイデア例）

- ・危険樹木の計画的な伐採による安全確保
- ・適切な時期・回数による草刈り・低木の剪定

- ・ガーデニング講座の実施（新規サポーターの確保）
- ・専門家のアドバイザー派遣（サポーターの養成）

## 8 期待する導入効果（市立公園）

### 公園の魅力向上

指定管理者による市民ニーズを捉えた年間を通して充実した市民参加型のイベント実施により、公園の魅力向上が期待できる。

### 低未利用公園の活用

地域に分散している低未利用公園の有効活用が課題となっており、民間事業者の経験やノウハウを活用し、市民等からのアイデアを取り入れた積極的な利活用が期待できる。

### （アイデア例）

#### （自主事業）

- ・子ども向け走り方・縄跳び・インラインスケート教室
- ・パークヨガ
- ・ランニング教室
- ・Parkで英会話
- ・楽ちんBBQ（機材等レンタル）等

#### （自主事業）

- ・DIY教室
- ・木工教室
- ・ドッグラン
- ・ハーブガーデン
- ・花苗の栽培、堆肥づくり等

# 9 期待する導入効果（環境楽習館）

## 低未利用設備の活用

キッチン設備やビオトープ等を民間の柔軟なアイデアで活用する方策が期待できる。

## にぎわいの創出

市民参加型のイベントの実施、市民団体・教育機関等との協働の推進による新たな市民サービスの提供が期待できる。

## （アイデア例）

- （自主事業）
- ・シェアキッチン
  - ・地場野菜を使った料理教室
  - ・ビオトープ講座
  - ・写生教室
  - ・水生植物の観察会等

- （自主事業）
- ・キッチンカー
  - ・マルシェ
  - ・昆虫観察会
  - ・ウォーキングフェスタ
  - ・季節行事の体験会等

## 9 期待する導入効果（環境楽習館）

### 利用者・地域住民の利便性向上

気軽に立ち寄れる雰囲気、場づくりをして、地域住民にも親しまれる施設運営により、市民の利便性の向上につながる。

### 市立公園との一体利用

- ・環境教育の一環として、市立公園と環境楽習館を一体に活用
- ・滄浪泉園緑地との一体利用による利用者数の増大が期待できる。

### （アイデア例）

- ・市内事業者が地場野菜等を使って作った物品（ジャム・ゼラート・ジュース・クッキー）の販売
- ・地場野菜の販売
- ・環境啓発グッズの販売
- ・ピラティス教室
- ・ベビーマッサージ体験会
- ・英会話教室 等

- ・滄浪泉園緑地紅葉見学会＆写真コンテスト
- ・市立公園と環境楽習館を巡る環境スタンプラリー
- ・緑・生き物・自然のパネル展＆講演会
- ・はけうえ広場でのミニプールの設置
- ・お花見親子ピクニック 等



# 10 自動販売機の設置について（市立公園）

「小金井市施設における自動販売機の削減に関する方針」に基づき、自動販売機の削減を推進しているが、酷暑対策及び防災対策の観点より「公園利用者の利便性向上」を図るため、以下に掲げる条件を満たす場合に限り許可する。

使用料免除予定

## 【条件】

- ▶ **設置できる公園**（栗山公園・梶野公園を想定）  
公園面積1ha以上かつ地域防災計画において防災機能を有する公園
- ▶ **設置できる自動販売機の仕様**
  - ・環境に配慮したゼロカーボン等の仕様であるもの（環境配慮の取組みを推進する）
  - ・防災に配慮した仕様であるもの（震災時に震災情報を流せたり、自動販売機内の製品を無償提供する機能を搭載するなど）
- ▶ **費用負担**  
設置に要する費用は全て指定管理者が負担すること（設置費用・ごみ処理費用等）
- ▶ **責任分担**  
近隣住民等トラブル対応は指定管理者の責任とすること

# 11 市立公園条例の改正（案）について 【改正内容①】

## ▶ 公園の管理運営を指定管理者が行える規定の整備

### 【指定管理者の業務】

- ①公園の維持管理・修繕業務
- ②要望、苦情への対応
- ③公園の使用許可に関する業務  
（受付、案内、使用料の収受・減免）
- ④環境美化サポーターとの協働の推進
- ⑤公園の魅力向上を図るための自主事業の実施
- ⑥事業の自己評価（事業モニタリング）
- ⑦利用者アンケートの実施

# 11 市立公園条例の改正（案）について 【改正内容②】

## ▶ 指定管理者の管理運営基準の整備

### ① 適切な利用者サービスの提供

- ・近隣住民・公園利用者に対し、迅速、的確に誠意ある対応
- ・利用者ニーズを反映した運営を行い、サービスの向上に努める

### ② 適切な維持管理・修繕

- ・万全な安全対策を講じ、公園利用者の安全・快適な利用を図る
- ・予防的維持管理の視点において園内の日常的巡回
- ・迷惑、危険となるような行為に対する指導

### ③ 個人情報情報の適切な管理

法令及び社会的責務を果たすとともに、自ら確認・評価・改善する

# 11 市立公園条例の改正（案）について 【改正内容③】

## ▶ 指定管理者を評価をする規定の整備

### ① 管理業務の評価

指定管理者の管理業務について、評価を受けることを義務化

### ② 評価委員会の設置

学識経験者、公募市民、関係行政職員で構成する委員会を組織  
⇒管理業務に関する評価を調査、審議する

**（市立公園・滄浪泉園緑地・環境楽習館の管理業務を一体評価）**

# 11 市立公園条例の改正（案）について 【改正内容④】

## ▶ **公園施設の設置管理許可についての規定の整備**

### 【公園施設の設置管理許可】

民間事業者に公園施設（売店、カフェ等）の設置と管理を許可する制度

⇒ 市立公園の更なる活用、市民サービスの向上を図るため、指定管理者の募集と併せて、民間事業者による公園施設の設置管理の募集をする。

## 12 滄浪泉園緑地条例の改正（案）について【改正内容①】

### ▶ 緑地の管理運営を指定管理者が行える規定の整備

#### 【指定管理者の業務】

- ① 緑地の維持管理・修繕業務
- ② 要望、苦情への対応
- ③ 緑地の使用許可に関する業務  
（受付、案内、使用料の収受・減免）
- ④ 緑地の魅力向上を図るための自主事業の実施
- ⑤ 事業の自己評価（事業モニタリング）
- ⑥ 利用者アンケートの実施

## 12 滄浪泉園緑地条例の改正（案）について【改正内容②】

### ➤ 指定管理者の管理運営基準の整備

#### ①適切な利用者サービスの提供

- ・近隣住民・来園者に対し、迅速、的確に誠意ある対応
- ・利用者ニーズを反映した運営を行い、サービスの向上に努める

#### ②適切な維持管理・修繕

- ・万全な安全対策を講じ、公園利用者の安全・快適な利用を図る
- ・予防的維持管理の視点において園内の日常的巡回
- ・迷惑、危険となるような行為に対する指導

#### ③個人情報適切な管理

法令及び社会的責務を果たすとともに、自ら確認・評価・改善する

# 12 滄浪泉園緑地条例の改正（案）について【改正内容③】

## ▶ 指定管理者を評価をする規定の整備

### ① 管理業務の評価

指定管理者の管理業務について、評価を受けることを義務化

### ② 評価委員会の設置

学識経験者、公募市民、関係行政職員で構成する委員会を組織

⇒ 管理業務に関する評価を調査、審議する

**（市立公園・滄浪泉園緑地・環境楽習館の管理業務を一体評価）**



# 13 環境配慮住宅型研修施設（環境楽習館）条例の改正（案）について

## 【改正内容①】

### ▶ 条例名の変更

環境配慮住宅型研修施設条例

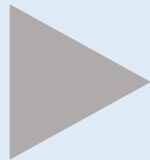


環境楽習館条例

### ▶ 設置目的の変更

環境啓発

- ・温暖化防止
- ・温室効果ガスの発生抑制
- ・環境負荷を低減した生活



環境啓発+地域コミュニティの醸成

- ・子ども同士、親子の交流
- ・環境をテーマとした交流
- ・食や農にふれあう

# 13 環境配慮住宅型研修施設（環境楽習館）条例の改正（案）について

## 【改正内容②】

### ▶ 休館日の変更（令和6年度から）

8月1日～8月31日を閉館 ⇒ 8月1日～8月31日を開館

### ▶ 環境楽習館の管理運営を指定管理者が行える規定の整備

#### 【指定管理者の業務】

- ①環境啓発に関する業務
- ②要望、苦情への対応
- ③使用承認に関する業務（受付、案内、使用料の収受・減免）
- ④環境に関する情報収集及び提供

## ➤ 指定管理者の管理運営基準の整備

### ①適切な利用者サービスの提供

- ・近隣住民・施設利用者に対し、迅速、的確に誠意ある対応
- ・利用者ニーズを反映した運営を行い、サービスの向上に努める

### ②適切な維持管理・修繕

- ・適切な人員体制の確保
- ・快適かつ安全に利用できるよう適切な維持管理

### ③個人情報適切な管理

法令及び社会的責務を果たすとともに、自ら確認・評価・改善する

# 13 環境配慮住宅型研修施設（環境楽習館）条例の改正（案）について

## 【改正内容④】

### ➤ 指定管理者を評価をする規定の整備

#### ① 管理業務の評価

指定管理者の管理業務について、評価を受けることを義務化

#### ② 評価委員会の設置

学識経験者、公募市民、関係行政職員で構成する委員会を組織

⇒管理業務に関する評価を調査、審議する

**（市立公園・滄浪泉園緑地・環境楽習館の管理業務を一体評価）**

# 14 今後の主なスケジュール（案）について

	実施項目	実施時期（予定）
1	市民説明会	令和5年1月30日
2	条例改正議案の提出	令和5年2月中旬
3	指定管理者選定委員会（募集要項の審査）	令和5年4月上旬
4	参加申込予定事業者向け説明会	令和5年4月下旬
5	指定管理者選定委員会（1次審査）	令和5年7月中旬
6	指定管理者選定委員会（2次審査）	令和5年7月下旬
7	指定候補事業者決定	令和5年8月上旬
8	指定管理者指定告示	令和5年10月下旬
9	指定管理者による業務開始	令和6年4月1日